29 地域ごとのまちづくりのルールをつくります



地域の合意に基づいて「地区計画制度」を適用し、住と職のバランスのとれたまちづくりを推進します。



現状と課題

- 都心の建築物は機能更新の時期を迎えています。
- 敷地ごとの自由な建築行為にまかせていると、近隣とのトラブルや街並みの調和を欠くことになるだけでなく、居住環境等が悪化する恐れがあります。
- 地域が主体的に生活環境を保全し、創出するための街並み形成ルールを共有する必要があります。



課題解決の方向性

- 地域が抱える固有の課題を地域 自らが主体的に解決する取組みを支援します。
- 地区計画制度*等の都市計画諸制度を活用し、地域合意に基づく街並み形成ルールを確立します。
 - ※地区計画制度とは、計画的なまちづくりや都市における良好な市街地環境の創造・保全をめざして、 地区を単位として建築または開発を規制・誘導することです。

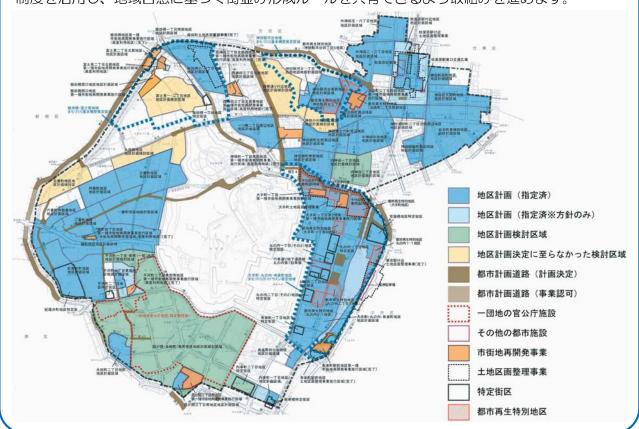
めざすべき5年後の姿

- 地域で共有された街並み形成ルールの適用により、区内で地域合意にもとづく街並み形成が図られている。
- 街並み形成ルールを運用・活用するための団体等が継続的に活動している。



まちづくりの取組み状況図 (区全域) (平成22年5月現在)

千代田区では、計画的なまちづくりや街並み環境を良好に保つために、さまざまな都市計画諸制度を活用し、地域合意に基づく街並み形成ルールを共有できるよう取組みを進めます。



5年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
地区計画制度等の活用(再掲)	地域が主体となり、各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルール(建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、 敷地の緑化率の制限など)を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。
地域別まちづくりの推進	地域の課題を解決するため、自らルールを定め、そのルール を継続的に運用していく自主的な団体等を支援していきま す。

千代田区第3次基本構想の視点

- 1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち
 - 1 住と職の調和のとれたまち

30 多様な暮らし方に対応する住宅施策に取り組みます



住む人の年齢やライフスタイルに応じた多様な住宅施 策を展開します。



現状と課題

- 都心の地価が高いことから、ファミリー世帯でも取得可能な住宅の供給が求められています。
- 地域の実情を踏まえた居住環境の整備が求められています。
- ライフステージに応じた住み替 えの支援が求められています。





課題解決の方向性

- ファミリー世帯に対応した民間賃貸住宅等の入居を支援します。
- 低所得者、高齢者、障害者、子育て世代などの居住の安定や継続を図ります。
- ファミリー世帯に対応した民間住宅の供給 を進め、区営住宅、高齢者向け賃貸住宅等、 多様な形態の住宅供給を促進します。





めざすべき5年後の姿

- 市街地再開発に合わせ約800戸の住宅が供給されている。
- 区有地活用などにより、高齢者向け住宅・世帯向け住宅等、ライフステージに応じた、約300戸の住宅が供給されている。
- 住み続けるためのさまざまな施策が継 続的に展開されている。



5年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
市街地再開発事業の推進	市街地再開発事業により、良好な都市環境の整備と良質な住宅を供給します。 「淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業」 平成21年度着エ→平成24年度竣工
次世代育成住宅助成	家賃等の一部を助成することで、区内の子育て世帯等が安心 して暮らせる環境を確保します。
高齢者向け優良賃貸住宅の供給	バリアフリー化や緊急時の通報に対応した高齢者向け賃貸住 宅の建設及び運営に補助することで、高齢者が安心して暮ら せる良質な住宅の供給を促進します。
建築物共同化住宅整備促進事業助成 都心共同住宅整備促進事業助成	共同で小規模な敷地に優良な住宅を供給する場合や、一定のオープンスペースと住宅をもった建築物を建てる場合に、事業費の一部を助成することにより、良質な住宅の供給を促進します。
公共住宅の整備及び管理運営	定住人口の確保と区民福祉の増進を図るため、住宅に困窮している低所得層や、中堅所得層のファミリー世帯などに対して公共住宅を提供していきます。東松下町住宅の新設により、約100戸の区営住宅を新たに供給します。

千代田区第3次基本構想の視点

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち2 多様なくらしに応じた住まいを選択できるまち

31 交通バリアフリーのまちづくりを推進します

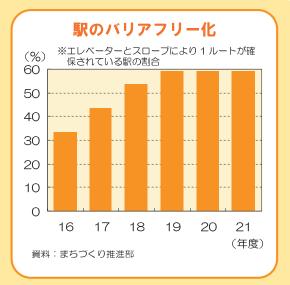


誰もが安全で、安心して快適に移動できる交通環境を 整備します。



現状と課題

- 公共施設や病院などの特定経路*等に おいて、高齢者や障害者等が円滑に移 動しにくい状況があります。
 - ※特定経路とは、駅と公共施設等を結ぶバリアフリー化の必要のある道路のことをいいます。
- 駅にエレベーターが設置されていなかったり、道路に段差や勾配があります。
- 歩道がなかったり狭かったりしており、誰もが安心して歩ける「みち」づくりが求められています。



課題解決の方向性

- 「交通バリアフリー*基本構想」に基づき、駅を中心とした公共施設や病院などの特定経路全てのバリアフリー化に取り組みます。
 - ※交通バリアフリーとは、公共交通施設を中心とした一定地区における駅前広場、道路、信号機などを バリアフリー化することです。
- 駅にエレベーターを設置するよう鉄道事業者への働きかけを行います。
- 誰もが安全で、快適に移動できるまちづくりをめざして、歩道の設置・拡幅、 電線類地中化などを進めます。

めざすべき5年後の姿

- 駅のバリアフリー化が進み、駅周辺の公共施設や病院などへの経路など、誰もが安全で、安心して移動することができる。
- 区道において、歩道の拡幅、段差改善や無電柱化が進んでいる。



交通バリアフリーのイメージ

歩道の 平坦化





電線類地中化





5年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
鉄道駅のバリアフリー化	バリアフリー新法 [※] に基づき、区内の鉄道全駅のバリアフリー化を支援します。
バリアフリー歩行空間の整備	歩道の設置・拡幅、段差の改善、電線類地中化などのほか、 駅周辺の公共施設や病院などへの経路を中心に、バリアフ リー歩行空間の整備を行います。
音声誘導装置の設置	主要駅前に音声触知図案内板を設置し、周辺の公共施設や病 院などに音声標識ガイドシステムを整備します。

※バリアフリー新法とは、公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める交通バリアフリー法と、 建築物のバリアフリー化を進めるハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す る法律」のことをいいます。

千代田区第3次基本構想の視点

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち3 だれもが安全で、快適に移動できるまち

32 自転車も歩行者も安心して利用できる環境を整備します

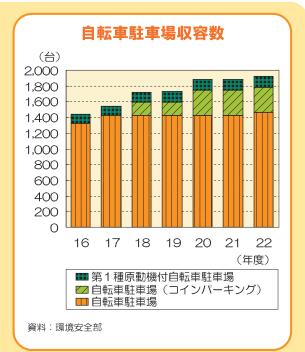


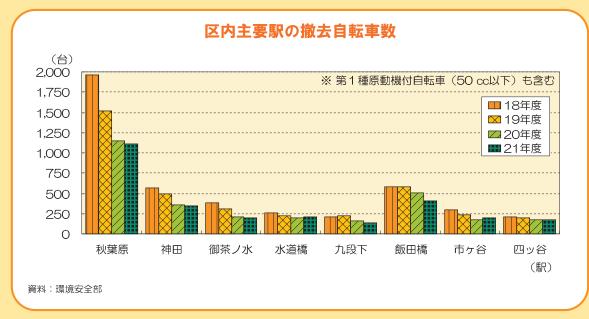
環境にやさしい自転車を活用し、都心部にふさわしい 新たな交通手段を確立します。



現状と課題

- 環境にやさしい交通手段として、自 転車の活用が注目されています。
- 自転車と歩行者がそれぞれ安全に 通行できる環境整備が必要です。
- 放置自転車をなくすため、自転車駐車場[※]の整備が必要です。
 - ※自転車駐車場には、第1種原動機付自転車 (50 cc 以下)を含みます。なお、平成22 年5月1日現在、第1種原動機付自転車駐車場135台分、自転車駐車場(コインパーキング)321台分、自転車駐車場1,463台分が整備されています。







課題解決の方向性

- 千代田区の実情を踏まえた自転車シェアリング*の実現をめざします。
 - ※自転車シェアリングとは、地区の一定範囲内で、設置してある自転車を好きな場所で借りたり、返却することができるシステムです。
- 自転車駐車場の整備や放置禁止区域の指定など、放置自転車対策に取り組みます。
- 交通事情を勘案しながら自転車道の整備をめざします。

めざすべき5年後の姿

- 自転車シェアリングが実施されている。
- 主要駅における放置自転車の台数が、平成20年度比で20%減少している。
- 区内に1路線以上の自転車道が整備されている。





5年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
放置自転車対策	放置禁止区域の指定地区を8地区から11地区に拡大するとともに、放置禁止区域外でのイエローカード(施錠式警告札)の取組みを活用することにより、自転車の放置が著しい地域の放置自転車を減少させます。
自転車マナーアップ対策	自転車の安全な利用方法を広く周知することにより、自転車 と歩行者がともに譲り合い認め合う社会の実現をめざしま す。
自転車通行環境づくり事業	自転車道の整備や自転車シェアリングを実現することにより、自転車と歩行者が安全に通行できる環境整備を図り、環境にやさしい自転車の利用を促進します。

千代田区第3次基本構想の視点

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち3 だれもが安全で、快適に移動できるまち

33 景観を守り育て、都心千代田の魅力を高めます

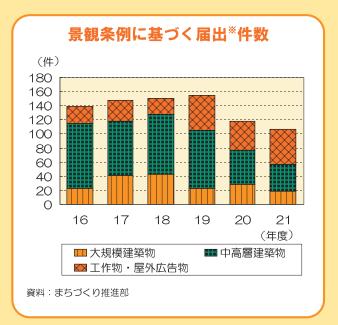


風格、気品、情緒などが感じられる景観を守り育てていきます。



現状と課題

- 都心では建物の更新スピードが速く、隣接する建物間の調和に欠ける傾向があり、街並みとしての一体的な景観をつくりにくい状況にあります。
- 地域の象徴的な建造物や個性 的な街並みなど、地区の特性 を活かした良好な景観形成の 推進が求められています。



※景観条例に基づく届出

千代田区では、建築物の新築や工作物を設置するときは、事業者に対し、計画段階から景観への配慮について、届出等をお願いしています。

課題解決の方向性

- 景観法の活用を図りながら、地域ごとの景観誘導ルールを形成します。
- 地区計画制度や景観地区制度等の都市計画手法により、地域で守り育てたい 景観の保全・創出を図ります。
- 歴史的に形成された特色ある街並み景観の維持・発展を誘導します。



めざすべき5年後の姿

- 景観まちづくり計画と連動した景観地区や地区計画の指定により、地域に多 角的な景観ルールが定められている。
- 地域特性を活かした良好な景観が形成されている。



5年後の姿を実現するための主な取組み

取組項目	取組内容
景観地区等の指定	景観法の施行により創設された「景観地区」の指定制度を活用し、指定区域内の建築物の形態意匠や色彩等の景観関連事項について地域ルールを定めます。
景観まちづくり重要物件の 保全・活用	景観まちづくりに重要であり、広く人々に親しまれた歴史的な価値を有する建築物等について、景観まちづくり重要物件に指定し、保全・活用を支援します。
地区計画制度等の活用(再掲)	地域が主体となり、各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルール(建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、 敷地の緑化率の制限など)を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。

千代田区第3次基本構想の視点

1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち6 多くの人に愛される景観のあるまち